

相模原市監査委員公表第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、令和元年度及び令和2年度の包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和3年9月6日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 古 内 明

同 桜 井 はるな

- 1 特定の事件（令和元年度）
委託に関する財務事務の執行について
- 2 監査対象部局及び団体
平成30年度に委託事業を実施している関係各課
- 3 措置に係る通知日
市長から通知があった日 令和3年8月31日
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p data-bbox="213 696 517 730">【妊婦健康診査事業】</p> <p data-bbox="204 752 782 842">契約書及び実施要綱の規定の見直しについて</p> <p data-bbox="204 869 782 1189">一般社団法人神奈川県産科婦人科医学会との契約分については、健康診査が実施された翌月に補助券を1か月分集積して市に報告がなされることになっている。しかしながら、実際は、市への報告は2か月後になされていた。</p> <p data-bbox="204 1216 782 1476">実施要綱においても、産科婦人科医学会から市への報告については、「速やかに」と規定されているのみであって、翌々月が「速やかに」に含まれるのか否か不明瞭な部分もある。</p> <p data-bbox="204 1503 782 1877">市への報告期限について、契約書に従っていない状況にあることから、契約書に従い翌月に報告を求めるのか、実務上の取扱いを勘案して契約書の規定を見直すか、対応する必要がある。また、実施要綱の規定も合わせて見直す必要がある。</p> <p data-bbox="469 1901 759 1935" style="text-align: right;">（報告書 108頁）</p>	<p data-bbox="823 696 1126 730">【妊婦健康診査事業】</p> <p data-bbox="813 752 1391 842">契約書及び実施要綱の規定の見直しについて</p> <p data-bbox="813 869 1391 1128">妊婦健康診査の実施報告について、報告期限が明確になっていなかったため、実務上の運用を確認の上、報告期限を「翌月末まで」とすることとし、令和3年度の委託契約から改めた。</p> <p data-bbox="813 1155 1391 1415">報告期限については、契約書（仕様書）において規定することとし、実施要綱第7条に規定する市への報告については、「速やかに」の表記を削除した。</p>

- 1 特定の事件（令和2年度）
子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について
- 2 監査対象部局及び団体
こども・若者未来局
- 3 措置に係る通知日
市長から通知があった日 令和3年8月31日
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p>【幼児教育・保育無償化事業】</p> <p>代理受領の明確化について</p> <p>施設等利用費請求書には、請求者名（保護者）のほか、振込先口座を記入することとなっている。令和元年度（10月～12月分）の施設等利用費請求書を閲覧したところ、請求者名と振込先口座の口座名義人が異なるものが相当数あった。</p> <p>施設等利用費請求書の振込先口座の口座名義人が請求者名（保護者）と異なる場合は、委任状を徴取するなどして、代理受領について明確にする必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(報告書 128頁)</p>	<p>【幼児教育・保育無償化事業】</p> <p>代理受領の明確化について</p> <p>施設等利用費請求書の受領にあたっては請求者の本人確認を確実にしており、請求者と口座名義人が異なる振込先を指定する場合の代理受領について明確にするため、請求書に「請求者と振込先の口座名義人が異なる場合は、口座名義人を代理人とし、下記口座への振込をもって請求金の受領と認めます。」の一文を追加し、令和3年1月請求分より様式を改めた。</p>